

条例制定改廃調書  
条例改正に伴う新旧対照表

令和4年

奈良市議会6月定例会

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市税条例の一部を改正する条例（市長専決処分）		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）</li> <li>・ 市（町・村）税条例（例）等の一部改正について（令和4年3月31日付市町村第1671号奈良県知事公室長通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1．商業地等の土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の見直し（附則第12条、附則第29条関係）</p> <p>景気回復に万全を期すため、商業地等の土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行5%）とするもの。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</li> </ul>		
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	総務部 資産税課

## 奈良市税条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5 _____ を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 略 （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第29条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該</p>	<p>附 則 （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（<u>商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 略 （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第29条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該</p>

現行	改正案
<p>宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5 _____ を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2～5 略</p>	<p>宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2～5 略</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 公費負担限度額の引上げ</p> <p>(1) 選挙運動用自動車の借入額（1日あたり）（第4条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">現行 15,800円</p> <p style="padding-left: 20px;">改正後 16,100円</p> <p>(2) 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（1日あたり）（第4条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">現行 7,560円</p> <p style="padding-left: 20px;">改正後 7,700円</p> <p>(3) 選挙運動用ビラの作成単価（1枚あたり）（第5条の2、第5条の4関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">現行 7円51銭</p> <p style="padding-left: 20px;">改正後 7円73銭</p> <p>(4) 選挙運動用ポスターの作成単価（第8条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">ア ポスター掲示場の数が500以下である場合（1枚あたり）</p> <p style="padding-left: 40px;">現行 525円6銭（加算額 310,500円）</p> <p style="padding-left: 40px;">改正後 541円31銭（加算額 316,250円）</p> <p style="padding-left: 20px;">イ ポスター掲示場の数が500を超える場合（500を超える数1枚あたり）</p> <p style="padding-left: 40px;">現行 27円50銭（加算額 573,030円）</p> <p style="padding-left: 40px;">改正後 28円35銭（加算額 586,905円）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公職選挙法施行令の一部改正により、国会議員の選挙における選挙運動費用の公費負担額について、選挙運動用自動車の使用等に係る限度額の引上げが行われたことから、本市における市議会議員及び市長の選挙運動の公費負担額についても、同様に限度額の引上げを行うため。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	選挙管理委員会事務局

## 奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されてい</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されてい</p>

現行	改正案
<p>る日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p>	<p>る日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p>
<p>ウ 略 (選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p>	<p>ウ 略 (選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p>
<p>第5条の2 候補者は、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 (選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p>	<p>第5条の2 候補者は、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 (選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p>
<p>第5条の4 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)</p>	<p>第5条の4 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)</p>
<p>第8条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額(以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当</p>	<p>第8条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額(以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当</p>

現行	改正案
<p>該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>525円6銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>27円50銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>573,030円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>	<p>該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>586,905円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）第2条による動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の一部改正</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1．犬の登録手数料の変更（別表関係） 特例に該当する犬の登録手数料を無料とするための所要の規定を追加する。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の法改正により、狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例が導入されたことに伴い、特例に該当する犬の登録手数料を無料とするため。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	健康医療部 保健所 保健衛生課

## 奈良市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
121	動物の飼養又は収容の許可申請手数料	略	略	121	動物の飼養又は収容の許可申請手数料	略	略
122	犬の登録手数料	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録	略	122	犬の登録手数料	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により当該犬の登録の申請があったものとみなされる場合を除く。）	略
123	狂犬病予防注射済票交付手数料	略	略	123	狂犬病予防注射済票交付手数料	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
137	確認規程変更認定申請手数料	略	略	137	確認規程変更認定申請手数料	略	略
137の2	動物取扱業登録申請手数料	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の申請に対する審	略	137の2	動物取扱業登録申請手数料	動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の申請に対する審	略

現行				改正案			
		査				査	
137	動物取扱業登 の3 録更新申請手 数料	略	略	137	動物取扱業登 の3 録更新申請手 数料	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略				備考 略			

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市税条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）</li> <li>・ 市（町・村）税条例（例）等の一部改正について（令和4年3月31日付市町村第1671号奈良県知事公室長通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1．上場株式等の配当所得等に係る課税方式の選択の見直し（奈良市税条例第19条、第25条の2、附則第23条の2、第28条の3の2、第28条の3の3関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">上場株式等の配当所得等に関して、公平性の観点から、個人市民税と所得税の課税方式を一致させることとする。</p> <p>2．住宅借入金等特別税額控除の延長（奈良市税条例附則第7条の3の2関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">所得税における住宅借入金等特別税額控除の見直しに伴い、所得税から控除しきれなかった額を個人市民税から控除する特例の適用期限を、令和3年から令和7年に延長する。</p> <p>3．課税標準の特例措置（奈良市税条例附則第10条の2関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">下水道除害施設に係る固定資産税について、対象を限定したうえで、課税標準に乗じる割合を見直すように地方税法が改正されたことを受け、参酌どおりの5分の4とする。</p> <p>4．DV被害者等に関する証明の交付について、住所を証明から削除する等の措置が可能である旨が法令上明確化されたことに伴い、所要の改正を行う。（奈良市手数料条例別表第5項、第6項関係）</p> <p>5．登記所から市町村への登記情報の通知にDV被害者等の住所に代わる事項が追加されることを受け、市町村が固定資産課税台帳に記載されている事項の証明を交付する際に、当該住所に代わる事項を記載しなければならないこととされたことに伴い、所要の改正を行う。（奈良市手数料条例別表第3項、第5項、第6項関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日ほか	所管部課	総務部 市民税課、資産税課

## 奈良市税条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 第28条第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>5 略</p> <p>6 前項の規定は、<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の</u></p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>

現行	改正案
<p><u>金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第28条第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの ア～エ 略 オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの ア～エ 略 オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人_____</p> <p>_____に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p>

現行	改正案
<p>カ～コ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>( 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除 )</p> <p>第25条の2 所得割の納税義務者が、第19条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第22条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略</p> <p>( 市民税の申告 )</p> <p>第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金</p>	<p>カ～コ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>( 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除 )</p> <p>第25条の2 所得割の納税義務者が、第19条第4項に規定する確定申告書_____に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書_____に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第22条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略</p> <p>( 市民税の申告 )</p> <p>第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金</p>

現行	改正案
<p>等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者</u></p> <hr/> <p>_____に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。次項及び第3項において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）については、この限りでない。</p> <p>2～9 略</p> <p>第29条 略</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>附記された事項</u>は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>附記</u>しなければならない。</p>	<p>等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）</u>で控除対象配偶者に該当しないもの）に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。次項及び第3項において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）については、この限りでない。</p> <p>2～9 略</p> <p>第29条 略</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>付記された事項</u>は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>付記</u>しなければならない。</p>



現行	改正案
<p>_____を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>
(1) 略	(1) 略
(2)・(3) 略	(2) 特定配偶者の氏名
(3)・(4) 略	(3)・(4) 略
2～5 略	2～5 略
(法人の市民税の申告納付)	(法人の市民税の申告納付)
第45条 略	第45条 略
2～8 略	2～8 略
<p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>
10～14 略	10～14 略
<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、</p>	<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、</p>

現行	改正案				
<p>同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 略</p> <p>( 固定資産税の特例 )</p> <p>第80条 略</p> <p>第80条の2 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和62年法律第72号)第2条第2項に規定する文化学術研究地区内において文化学術研究施設(同条第4項に規定する文化学術研究施設のうち租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の4第1項に定める要件を満たす研究所用の施設をいう。以下本項及び次項において同じ。)を同法第5条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)の規定による同意を得た同条第1項の関西文化学術研究都市の建設に関する計画(以下本項において「同意計画」という。)に従つて新設し、又は増設した者については、当該文化学術研究施設の用に供する償却資産若しくは家屋で租税特別措置法第44条第1項又は第68条の19第1項の規定の適用を受けるもの又はその敷地である土地(同意計画の同意の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、第68条の規定にかかわらず、当該償却資産若しくは家屋又はその敷地である土地に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める税率とする。</p> <table border="1" data-bbox="159 1230 1061 1281"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2・3 略</p> <p>( 種別割に関する申告又は報告 )</p> <p>第94条 略</p> <p>2・3 略</p>	略	略	<p>同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 略</p> <p>( 固定資産税の特例 )</p> <p>第80条 略</p> <p>第80条の2 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和62年法律第72号)第2条第2項に規定する文化学術研究地区内において文化学術研究施設(同条第4項に規定する文化学術研究施設のうち租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の4第1項に定める要件を満たす研究所用の施設をいう。以下本項及び次項において同じ。)を同法第5条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)の規定による同意を得た同条第1項の関西文化学術研究都市の建設に関する計画(以下本項において「同意計画」という。)に従つて新設し、又は増設した者については、当該文化学術研究施設の用に供する償却資産若しくは家屋で租税特別措置法第44条第1項_____の規定の適用を受けるもの又はその敷地である土地(同意計画の同意の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、第68条の規定にかかわらず、当該償却資産若しくは家屋又はその敷地である土地に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める税率とする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 1230 2069 1281"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2・3 略</p> <p>( 種別割に関する申告又は報告 )</p> <p>第94条 略</p> <p>2・3 略</p>	略	略
略	略				
略	略				

現行	改正案
<p>4 法第443条第1項若しくは第88条の3又は第88条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない軽自動車等で主たる定置場が市内に所在するものの所有者又は使用者については、前3項の規定を準用する。</p>	<p>4 法第445条第1項若しくは第88条の3又は第88条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない軽自動車等で主たる定置場が市内に所在するものの所有者又は使用者については、前3項の規定を準用する。</p>
<p>5 略 (事業所税の申告納付)</p>	<p>5 略 (事業所税の申告納付)</p>
<p>第154条 事業所等において次の各号に掲げる者が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、当該各号に定める日までに、各課税標準の算定期間に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告した税額を納付書によつて納付しなければならない。</p>	<p>第154条 事業所等において次の各号に掲げる者が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、当該各号に定める日までに、各課税標準の算定期間に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告した税額を納付書によつて納付しなければならない。</p>
<p>(1) 法人 各事業年度終了の日から2月以内(外国法人(法第24条第3項_____に規定する外国法人をいう。)が第147条第1項に規定する納税管理人を定めなくて法の施行地に事業所等を有しないこととなる場合(同条第2項の認定を受けた場合を除く。))には、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事業所等を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで)</p>	<p>(1) 法人 各事業年度終了の日から2月以内(外国法人(法第23条第1項第3号口に規定する外国法人をいう。)が第147条第1項に規定する納税管理人を定めなくて法の施行地に事業所等を有しないこととなる場合(同条第2項の認定を受けた場合を除く。))には、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事業所等を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで)</p>
<p>(2) 略</p>	<p>(2) 略</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>附 則 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p>	<p>附 則 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p>
<p>第7条の3 略</p>	<p>第7条の3 略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)</p>	<p>第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)</p>

現行	改正案
<p>において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>2 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2 略</p>	<p>第10条の2 略</p>
<p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p>	<p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>5分の4</u>とする。</p>
<p>3 法附則第15条第16項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p>	<p>3 法附則第15条第15項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p>
<p>4 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>4 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>5 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>5 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>6 法附則第15条第34項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>	<p>6 法附則第15条第33項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>
<p>7 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>7 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>8 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>	<p>8 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>
<p>9・10 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p>	<p>9・10 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p>

現行	改正案
2～7 略	2～7 略
<p>8 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>	<p>8 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>
9 略	9 略
<p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>	<p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>
<p>11 略</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>11 略</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p>

現行	改正案
<p>第23条の2 略</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、<u>市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第22条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) 第19条第4項ただし書の規定の適用がある場合</p> <p>(2) 第19条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</p> <p>3 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9の規定</u></p>	<p>第23条の2 略</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、<u>市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u></p> <p>3 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで<u>又は第37条の8</u>の規定</p>

現行	改正案
<p>の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>
<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第28条の3の2 略</p>	<p>第28条の3の2 略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p>
<p>(1) 第28条第1項の規定による申告書</p>	
<p>(2) 第29条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p>	
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第28条の3の3 略</p>	<p>第28条の3の3 略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条</p>	<p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p>

現行	改正案
<p>約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>	
<p>(1) 第28条第1項の規定による申告書</p>	
<p>(2) 第29条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p>	
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第28条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p>	<p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第28条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る_____同条第4項に規定する確定申告書にこの項_____の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合_____であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p>

現行	改正案
<p>第28条の7の3 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p>	<p>第28条の7の3 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。</p>
<p>第28条の7の4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p> <p>（法附則第15条第16項の条例で定める割合）</p>	<p>（法附則第15条第15項の条例で定める割合）</p>
<p>第28条の8 法附則第15条第16項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>（法附則第15条第34項の条例で定める割合）</p>	<p>第28条の8 法附則第15条第15項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>（法附則第15条第33項の条例で定める割合）</p>
<p>第28条の9 法附則第15条第34項に規定する都市計画税に係る市町村の条例</p>	<p>第28条の9 法附則第15条第33項に規定する都市計画税に係る市町村の条例</p>

現行	改正案
<p>で定める割合は3分の1とする。            (法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p>第28条の10 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。            (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第33条 略</p> <p>第34条 略</p> <p>第35条 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。</p>	<p>で定める割合は3分の1とする。            (法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>第28条の10 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。            (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第33条 略</p> <p>第34条 略</p> <p>第35条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。</p>

奈良市税条例等の一部を改正する条例（令和3年奈良市条例第29号） 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>奈良市税条例等の一部を改正する条例 （奈良市税条例の一部改正）</p> <p>第1条 奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第29条の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者</u> _____に限る」に改める。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>附 則</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前条第2号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例の規定中<u>個人の市民税に関する部分</u>は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">（後略）</p>	<p>奈良市税条例等の一部を改正する条例 （奈良市税条例の一部改正）</p> <p>第1条 奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第29条の3第1項中「<u>扶養親族（</u>」の次に「<u>年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改める。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>附 則</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前条第2号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例第14条第2項、第18条第1号及び第29条の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">（後略）</p>

## 奈良市手数料条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
3	納税証明書交付手数料	地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく証明書の交付	1枚につき300円 。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴収しない。	3	納税証明書交付手数料	地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく証明書の交付（ <u>地方税法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。</u> ）	1枚につき300円 。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴収しない。
略	略	略	略	略	略	略	略
5	固定資産課税台帳閲覧手数料	地方税法第382条の2第1項の規定に基づく固定資産課税台帳記載事項 を閲覧	1回につき300円 。ただし、地方税法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において閲覧に供する場合には、手数料を徴収しない。	5	固定資産課税台帳閲覧手数料	地方税法第382条の2第1項の規定に基づく固定資産課税台帳記載事項（ <u>同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u> ）を閲覧（ <u>地方税法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。</u> ）に供する事務	1回につき300円 。ただし、地方税法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において閲覧に供する場合には、手数料を徴収しない。
6	固定資産課税台帳記載事項証明手数料	地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳記載事項に関する証明書	1件につき 300円	6	固定資産課税台帳記載事項証明手数料	地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳記載事項に関する証明書（ <u>同条ただし書の規定による措置を講じたも</u>	1件につき 300円

現行				改正案			
		の交付				のを含む。)の交付(地方税法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)	
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略				備考 略			

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1 . 特定非営利活動法人近畿介助犬協会が解散したため、別表から削る。(別表関係)
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表に規定されている特定非営利活動法人近畿介助犬協会が、令和4年3月21日をもって解散したため。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	市民部 地域づくり推進課

## 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表			別表		
名称	主たる事務所の所在地	控除対象となる寄附金の支出の期間	名称	主たる事務所の所在地	控除対象となる寄附金の支出の期間
特定非営利活動法人奈良芸能文化協会	奈良市西大寺東町二丁目4番1号	平成30年10月1日から令和5年9月30日まで	特定非営利活動法人奈良芸能文化協会	奈良市西大寺東町二丁目4番1号	平成30年10月1日から令和5年9月30日まで
特定非営利活動法人近畿介助犬協会	奈良市小倉町1,000番地	令和2年10月1日から令和7年9月30日まで			

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）第1条による特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）の改正</li> <li>・ 特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（令和3年国土交通省告示第1551号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1．雨水貯留浸透施設等の標識について（第3条から第5条まで関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">特定都市河川浸水被害対策法第38条第3項、第45条第1項及び第54条第1項に規定する雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関する事項を定める。</p> <p>2．開発行為への技術的な助言又は勧告について（第6条関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項の開発行為（開発面積が3,000平方メートル以上のものに限る。）をしようとする者に対し、当該行為による雨水の流出を抑制するため必要があると認めるときは、技術的な助言又は勧告をすることができる。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大和川が特定都市河川流域に指定されたことに伴い、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置について定める。</li> <li>・ 3,000平方メートル以上の開発行為をしようとする者に対する技術的な助言又は勧告について定める。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	建設部 河川耕地課

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市営住宅条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について（平成16年3月31日付国住総第191号国土交通省住宅局長通知）の一部改正（令和4年1月25日付国住備第112号国土交通省住宅局長通知）</li> <li>・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1．DV被害者の市営住宅への入居者資格の緩和を行う。（第6条関係）</p> <p>(1) 下記の者についても同居親族を不要とし、夫婦の別居を認める。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から5年を経過していないDV被害者</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等が発行されているDV被害者</p> <p>(2) 上記の入居者資格緩和に伴う文言整理を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の通知及び法律の趣旨に鑑み、DV被害者の居住の安定確保及び自立支援実現の観点から、市営住宅の入居者資格を改定するもの。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	都市整備部 住宅課

## 奈良市営住宅条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(入居者資格等)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(規則で定める親族に限る。以下この条及び第38条の2第1項において同じ。)があること。ただし、次に掲げる者にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護</p> <p>_____が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(イ) 略</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2～9 略</p>	<p>(入居者資格等)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(規則で定める親族に限る。以下この条及び第38条の2第1項において同じ。)があること。ただし、次に掲げる者にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の婦人保護施設における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ) 婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者その他これに準ずると市長が認めた者</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2～9 略</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第65条による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の一部改正</li> <li>・ 市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部改正について（令和4年2月1日付消防地第47号消防庁次長通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1 . 損害補償を受ける権利を担保に供することができる特例を廃止する。（第3条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記法律が改正され、消防団員等が損害補償を受ける権利を担保とすることができる特例規定が削除されたことに伴い、所要の改正を行うため。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	消防局 総務課

## 奈良市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市学校給食センター条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 業務の一部を選択して実施することができるよう所要の規定を追加する。(第1条関係)
3 制定改廃の理由	<p>・都祁学校給食センターは、月ヶ瀬地域及び都祁地域の学校における学校給食の調理及び配送を主目的とした施設であるが、当該学校給食センターが学校給食を実施する対象地域を拡大するほか、業務の一部を選択して実施することができるよう所要の改正を行うため。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	教育部 保健給食課

